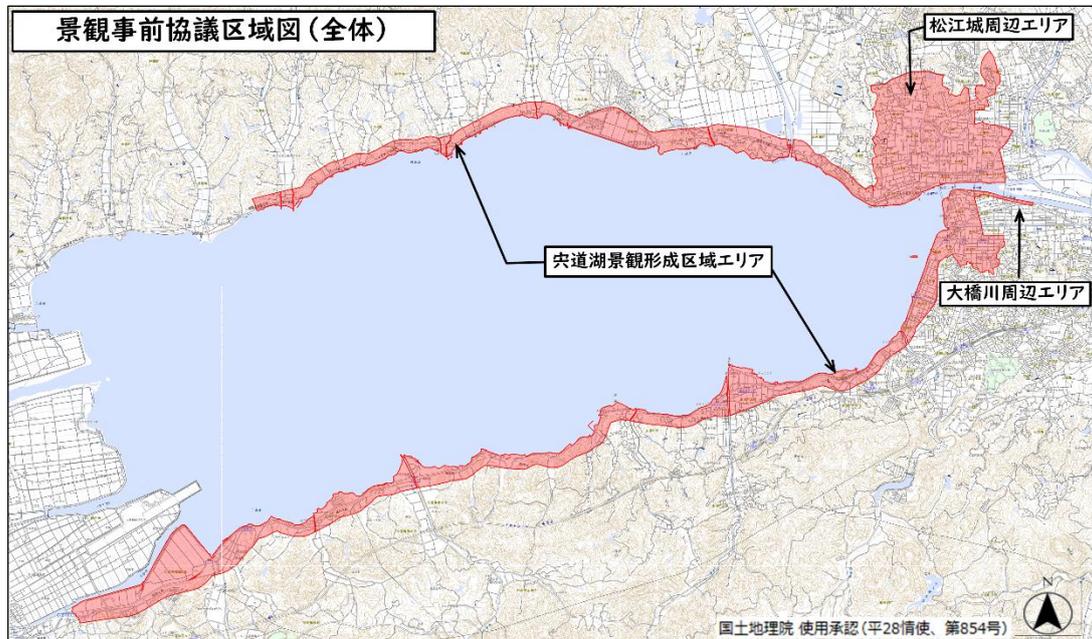


# ！！松江市景観事前協議制度が始まります！！

松江市では、より景観に配慮した建築物・工作物への誘導を行うため、建築計画に反映できる早い段階から、事業者と積極的に協議・調整等を行う「景観事前協議制度」を創設し、令和7年1月1日から運用が始まります。

## 1 対象区域



## 2 対象行為

対象行為		対象規模
建築物の新築、増築、改築		高さが13mを超えるもの、若しくは、4階建てを超えるもの、または、建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築	・垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等	高さが5mを超えるもの
	・煙突、排気塔等 ・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 ・電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、風車等 ・高架水槽、冷却塔等 ・彫像、記念碑等 ・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 ・太陽光発電設備（建築物に附属しない太陽光発電設備に限る）	高さが13mを超えるもの、または、築造面積が1,000㎡を超えるもの
	・自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが13mを超えるもの、または、築造面積が500㎡を超えるもの
	・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路等（これらの支持物を含む）	高さが20mを超えるもの

### 3 申出時期

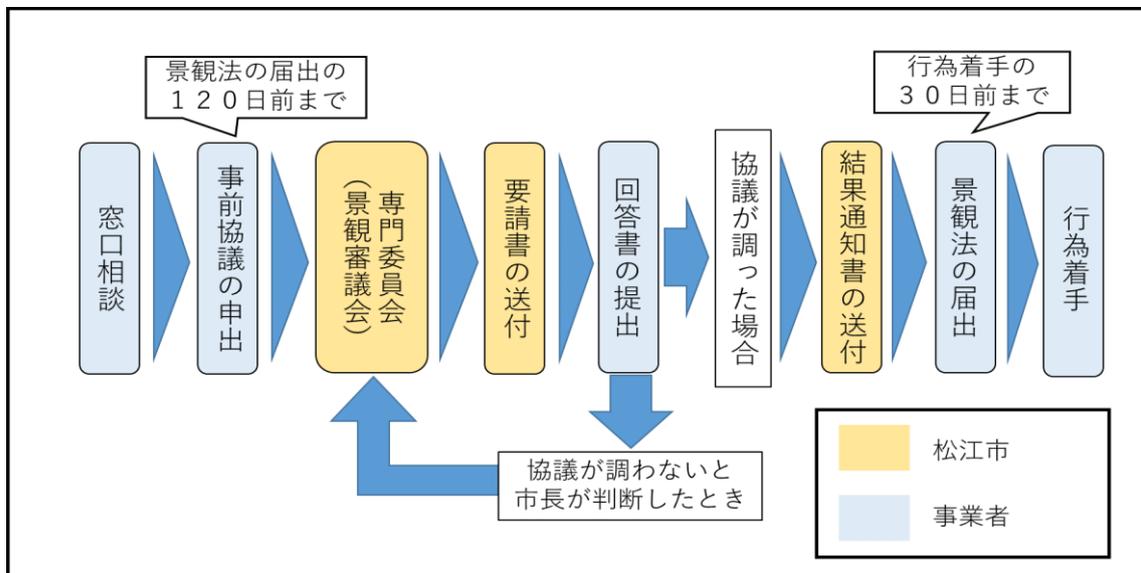
事前協議申出の時期は、景観法に基づく届出書提出の**120日前まで**になります。  
また、協議後に計画の変更が生じた場合も事前協議が必要です。  
この場合も景観の届出書提出の**120日前まで**に事前協議申出を行ってください。

### 4 協議方法

事前協議は原則松江市景観審議会に設置している専門委員会である「松江らしい景観づくり委員会」において行います（案件によっては景観審議会）。

協議は非公開で行い、協議がすべて終了した後に松江市 HP で協議内容を公開します。

### 5 事前協議の流れ



#### 問い合わせ先

松江市末次町86番地 松江市 まちづくり部 建築審査課 景観指導係

TEL:0852-55-5387 FAX : 0852-55-5552

E-mail:keikan@city.matsue.lg.jp